

◆◆ 1 2 ◆◆ 持続性の高い農業生産方式

たい肥等を活用した土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を「持続性の高い農業生産方式」と呼んでいます。また、「環境にやさしい農業」や「環境保全型農業」と言われることもあります。具体的には省令や都道府県が指定した、「土づくり技術」、「化学肥料低減技術」、「化学農薬低減技術」の3区分の技術からそれぞれ1つ以上の技術を組み合わせたもののことです。これら技術等を取り入れ生産をしている農業者をエコファーマーとして認定しています。

持続性の高い農業生産方式を構成する技術

技 術 名		技 術 の 内 容
1 土づくり 技 術	①たい肥等有機質資材施用技術	土壤診断に基づきたい肥等有機質資材を施用する技術です。
	②縁肥作物利用技術	土壤診断に基づきレング等の縁肥作物を栽培して農地にすき込む技術です。
	※③草生栽培	果樹園に草を栽培して、土壤表面を管理する技術です。（雑草草生は除く）
2 化学肥料 低減技術	①局所施肥技術	化学肥料を作物の根の周辺に局的に施用する技術です。
	②肥効調節型肥料施用技術	肥料成分が溶け出す速度を調節した化学肥料を施用する技術です。
	③有機質肥料施用技術	油かす等の有機質肥料を化学肥料に代替して施用する技術です。
3 化学農薬 低減技術	①機械除草技術	機械を使って雑草を駆除する技術です。
	②除草用動物利用技術	アイガモ、コイ等を水田に放飼し、除草をさせる技術です。
	③生物農薬利用技術	天敵等を使って病害虫を駆除する技術です。
	④対抗植物利用技術	土壤の線虫等のまん延を防止する効果を有する植物を栽培する技術です。
	⑤被覆栽培技術	被覆資材により病害虫の付着を防止する技術です。
	⑥フェロモン剤利用技術	フェロモンを使って病害虫を防除する技術です。
	⑦マルチ栽培技術	土壤の表面を資材で被覆し、雑草の発生を抑制する技術です。
	※⑧抵抗性品種利用技術	病害に対して抵抗性を持つ品種を利用する技術です。
	※⑨抵抗性台木利用技術	土壤病害に対して抵抗性を持つ台木を利用する技術です。
	※⑩訪花昆虫利用技術	果菜類の受粉に昆虫を利用することによって、着果ホルモンの使用を減少させる技術です。
	※⑪害虫忌避資材利用技術	害虫忌避効果のあるマルチフィルム、テープ等を利用して、害虫の防除を行う技術です。
	※⑫太陽熱利用技術	太陽熱を利用して地温を上げて土壤消毒を行うことで、土壤病害、センチュウ害を防ぐ技術です。
	※⑬黄色蛍光灯利用技術	黄色蛍光灯を夜間点灯することで、害虫の行動を抑制して密度低下を図る技術です。
	※⑭粘着板利用技術	台紙などに塗った粘着剤により、物理的に害虫を捕捉する技術です。
	※⑮熱水利用による土壤消毒技術	熱水を圃場に注入して、熱の力で土壤病害虫を防除し、作物の健全な育成を図る技術です。

※は、群馬県指定技術。

◆◆ 1 3 ◆◆ 群馬県における安全性確保の仕組み

(1) 群馬県における農薬の適正な販売、使用及び管理に関する条例（農薬適正使用条例）

（前文）

人は食べて生きている。

食物は人の健康に影響を及ぼす。

したがって、農産物がどのようにして生産され、流通を経て消費者の口に入るか、我々は高い関心を持つ。

農産物は品質的に優れ、かつ、安全なものでなければならない。

群馬県は食料の生産、供給県であり、その使命を果たす。

食料に関係する人々はすべてこのことを自覚し、特に農薬の適切な使用について万全の注意を払うためこの条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、農薬の適正な販売、使用及び管理に関し、県、販売者及び農薬使用者の責務を明らかにするとともに、必要な措置その他所要の事項を定め、もって安全な農産物の生産と消費者への供給に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「農薬」とは、農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号。以下「法」という。）第一条の二第一項に規定する農薬をいう。

2 この条例において「無登録農薬」とは、法第二条第一項及び第十五条の二第一項に規定する登録を受けた農薬並びに法第二条第一項に規定する特定農薬以外の農薬をいう。

3 この条例において「販売者」とは、農薬を販売（販売以外の授与を含む。以下同じ。）する者をいう。

4 この条例において「農薬使用者」とは、出荷若しくは販売を目的とした農産物（農作物、樹木及び林産物を含む。以下同じ。）又は自給を目的とした飼料作物に農薬を使用する者をいう。

5 この条例において「群馬県指定農薬」とは、知事が別に指定した人畜、蚕、魚介類等に特異的な毒性がある農薬をいう。

（県の責務）

第3条 県は、この条例の理念にのっとり、農産物の安全を確保するために、農薬の適正な販売、使用及び管理が図られるよう必要な措置を講じなければならない。

（販売者の責務）

第4条 販売者は、農産物の安全を確保するために、農薬を適正に販売し、及び管理しなければならない。

（農薬使用者の責務）

第5条 農薬使用者は、安全な農産物の生産を確保するために、農薬に関する知識を自ら修得するとともに、農薬を適正に使用し、及び管理しなければならない。

（農薬の販売）

第6条 販売者は、無登録農薬その他農産物の安全に著しい影響を及ぼすおそれのある農薬を販売してはならない。

2 販売者は、群馬県指定農薬を販売するときは、人畜、蚕、魚介類等に対する毒性に配慮して使用するよう説明しなければならない。

（群馬県農薬管理指導士の設置）

第7条 販売者は、その販売所ごとに、農薬に関する専門的な知識を有する者として知事が認定する群馬県農薬管理指導士を置くよう努めるものとする。

（農薬の使用）

第8条 農薬使用者は、無登録農薬その他農産物の安全に著しい影響を及ぼすおそれのある農薬を使用してはならない。

2 農薬使用者は、法第七条の規定により表示された当該農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法並びに使用上の注意事項等を遵守するとともに、気象、地形、周辺地域の状況等の環境条件に十分配慮し、当該農薬を安全かつ適正に使用しなければならない。

3 群馬県指定農薬を使用する者は、人畜、蚕、魚介類等に対する毒性に配慮して使用しなければならない。

（農薬の管理）

第9条 農薬使用者は、農薬の盗難、紛失、飛散、流出等を防止するよう努めなければならない。

2 農薬使用者は、使用した農薬について、購入の状況、使用の時期、希釈倍率、使用量、使用した農産物等を記録し、三年間その記録を保存するよう努めるものとする。

（残留農薬の自主検査）

第10条 農産物の出荷団体又は農薬使用者は、農産物を出荷し、又は販売しようとするときは、その出荷又は販売前に自主的な残留農薬の検査を実施し、当該農産物の安全を確認するよう努めるものとする。

2 知事は、前項の検査について、必要があると認めるときは、農産物の出荷団体又は農薬使用者に対し、必要な助言を行うことができる。